

店頭売買事故証券の処理に関する規則 (昭51.10.20)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が店頭において行う株券（出資証券を含む。）及び債券（以下「証券」という。）の売買その他の取引により引渡しを受けた証券（以下「引渡しを受けた証券」という。）に事故があることを発見した場合の協会員間における処理を明確にし、証券の円滑な流通を図ることを目的とする。

(名義書換え等の促進)

第 2 条 協会員は、引渡しを受けた証券について事故の早期発見に資するため、株券については、引渡しを受けたのち当該株券の発行者の最初に到来する決算期までに名義書換手続きを行い、債券については、当該債券の元利金の支払期日以降遅滞なくその支払いの請求を行うように努めるものとする。

2 協会員は、引渡しを受けた証券を顧客に引き渡す場合は、前項の趣旨を当該顧客に知らせるように努めるものとする。

(事故の除去の請求)

第 3 条 協会員は、引渡しを受けた証券に名義書換不能その他の事故があることを発見したときは、当該証券を引き渡した協会員（以下「渡方協会員」という。）に対し、その受領の日から起算して、1年3か月を限り、その事故の除去又は同一銘柄のその他の証券との引換え（以下「事故の除去」という。）を請求することができる。

2 前項の規定により事故の除去の請求を行う場合は、当該事故証券及びその事由を明記した書面を提出して行うものとする。ただし、やむをえない事由により当該事故証券を提出することができない場合は、その事実を証する書面をもってこれに代えることができる。

3 第1項の場合において、当該証券の引渡しを受けた協会員（以下「受方協会員」という。）が株券の引渡しを受けたのち最初に到来する当該株券の発行者の決算期までに、名義書換えの請求を行わなかったことによりその事故を発見することができなかつたときは、同項の規定にかかわらず、事故の除去を請求することができない。

(事故の除去の請求手続きの中間省略)

第 4 条 協会員は、事故の除去の請求を行う場合において、当該事故証券が他の協会員間において売買されたものであるときは、その売買を行った協会員のいずれに対しても直接事故の除去を請求することができる。

(事故の除去)

第 5 条 協会員は、前2条の規定による事故の除去の請求を受けた場合は、その請求を受けた日から起算して1か月（当日が休業日の場合は、その翌日）以内に当該事故の除去を行わなければならない。

2 前項の場合において、受方協会員から請求があったときは、渡方協会員は、事故の除去を行うまでの間、当該事故証券の売買代金又は時価に相当する金額を、当該事故証券又は第3条第2項ただし書に定める書面と引換えに受方協会員に預託しなければならない。ただし、渡方協会員は、やむを得ない事由があるときは、その翌日にこれを預託することができる。

(公示催告期日が切迫した事故証券に対する措置)

第 6 条 公示催告期日が切迫し権利を喪失するおそれのある事故証券については、受方協会員は渡方協会員

と協議のうえ、渡方協会に代わり公示催告に対する異議の申立てを行うものとする。

- 2 前項の規定により受方協会が異議の申立てを行った場合は、その費用は、渡方協会がこれを負担するものとする。

(配当、利子等の補償)

第 7 条 渡方協会は、引き渡した証券に事故があったことにより受方協会が株式の配当、増資新株その他の権利又は債券の利子を受けとることができなかった場合は、受方協会に対し、これを補償しなければならない。

(代金決済)

第 8 条 協会は、第 5 条第 1 項に定める期限内に事故の除去を行うことができない場合は、その期限の翌日(当日が休業日の場合は、その翌日)を決済日として次条に定める事故決済値段によりその決済を行わなければならない。

(事故決済値段)

第 9 条 事故決済値段は、決済日の前日における取引所金融商品市場の最終値段又は店頭売りの値段若しくは気配によるものとし、株券の場合は、配当、増資新株その他の権利を、債券の場合は、その利子及び決済日までの経過利子をそれぞれ加算するものとする。

- 2 前項の値段又は気配のない事故証券の事故決済値段については、受方協会と渡方協会との協議によりこれを決定する。

(渡方協会の協力義務)

第 10 条 渡方協会は、引き渡した証券に事故があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を受方協会に通知しなければならない。

- 2 渡方協会は、受方協会が第 3 条第 1 項に定める請求期限を経過したことにより、その請求を行うことができないこととなった場合においても、受方協会から事故処理に必要な調査について協力を求められたときは、これに応じるものとする。

付 則

この規則は、昭和51年11月1日から施行する。

付 則 (昭58. 6.24)

この改正は、昭和58年8月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 5 条第 1 項及び第 8 条を改正。

付 則 (平 6. 2.16)

本規則は、送り仮名の付け方(昭和48年6月18日内閣告示第2号)及び常用漢字表(昭和56年10月1日内閣告示第1号)により統一変更した。

付 則 (平 19. 9.18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

統一慣習規則の号数を廃止する。
第9条第1項を改正。